

科目等履修生各位

【重要】教育職員免許状取得にかかる適用法令について

2019年4月1日から、改正教育職員免許法・同施行規則（新法）が施行されます。これにより、各人の状況に応じて免許取得にかかる適用法令（新法適用か旧法適用か）が異なりますので、ご案内申し上げます。

なお、新法適用となる場合、新しいカリキュラムで追加履修が必要な科目が出てくる場合があります。

① 教育職員免許法第5条 別表第1による申請

＜該当者＞

- ・出身大学等で単位修得ができなかった、幼免・小免取得に係る不足単位を本学で補う方等

＜適用＞

1	2018年度末までに不足単位を修得し終える方	旧法適用
2	2018年度以前に科目等履修生として登録し、2019年度も登録を継続しながら本学で不足単位を修得し終える方	旧法適用
3	不足科目があるまま本学での学習を終了し、2019年度以降に本学または他大学の科目等履修生として新たに登録し、不足単位を補う方	新法適用

【まとめ】不足単位の充足が新法施行後の2019年度となる場合であっても、本学への在籍関係が継続している限りは、旧法適用となります（上記2）。しかしながら2019年度以降、不足単位がある状態で一度でも本学への在籍関係が切れてしまうと新法の適用となり、追加で単位を修得しなければならない科目が出てまいります（上記3）。

※上記1・2により必要単位が修得できた場合、免許申請自体は本学在籍終了後であっても旧法適用です。

※上記3の場合、追加の科目は状況によって異なりますが、小免は少なくとも4科目、幼免は2科目が必要です。

② 教育職員免許法第6条 別表第3・別表第8による申請

＜該当者＞

- ・別表第3：所持免許状を基礎に、在職年数と単位で**上級免許状**を取得する方
- ・別表第8：所持免許状を基礎に、在職年数と単位で**隣接校種の免許状**を取得する方（小免パックの方等）

＜適用＞

1	2018年度末までに、都道府県教育委員会へ免許申請をする方	旧法適用
2	2019年4月1日以降に、都道府県教育委員会へ免許申請をする方	新法適用

【まとめ】①とは異なり、単位修得のタイミングではなく、免許申請のタイミングによって適用法令が異なります。ただし、新法・旧法いずれも必要な単位は同様ですので、**新法適用となった場合であっても追加の単位修得は発生しません。**

なお適用法令によって、免許申請に必要な「学力に関する証明書」の様式が異なりますので、本学へ証明書の発行申請をする際はその点、お気をつけいただければと存じます（新法の証明書は、2019年4月上旬以降に発行可能となります）。

本件に関してご不明点等がございましたら、下記、教職係までお問い合わせ下さい。

◆ 東京未来大学 通信教育部 教職係 (tsushin-kyosyoku@tokyomirai.jp)